

仕様書

大阪市危機管理室

総則

1 品名

令和7年度 保護帽（危機管理室）買入

2 数量

30個

3 納入期限

令和8年3月13日（金）

4 納入場所

〒530-8201

大阪市北区中之島1-3-20

大阪市役所5階 危機管理室

5 担当者

大阪市危機管理室 中西

電話：06-6208-9808

6 その他

- (1) 本仕様書を十分に検討し、疑義のある場合は応札前に担当者によく問い合わせただし、その内容を熟知のうえ応札すること。
- (2) 契約後における仕様書上の疑義については当室の解釈によるものとする。
- (3) 当室が必要と認めた場合、受注者は試作品（完成品）を1個作成し、量産にかかる前に当室担当の承認を得ること。なお、承認を得た試作品は納入品に含むものとする。
- (4) 試作品完成時、手直しの必要があるときは、指定の日までに完成しなければならない。

仕様

1 適合法令

保護帽は、労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）第 42 条の規定に基づく保護帽の規格（平成 12 年 12 月 25 日厚生労働省改正告示第 120 号）飛来・落下物用、墜落時保護用に適合するものであること。

2 質量

完成品重量は、650 g 以下であること。

3 構造

保護帽は、帽体、着装体、あごひもで構成されるものであること。

(1) 帽体

- (ア) 寸法は、概要図 1 のとおりであること。
- (イ) 本体材質は、ポリカーボネート樹脂製 (PC 製) 又はポリエスチル樹脂製 (FRP 製) であること。
- (ウ) 外面（表面）は、滑らかで、且つ、堅ろうであること。FRP 製は帽体を研磨加工し、白色塗装及びクリア塗装をしていること
- (エ) 色調は（白色）であること。

(2) 周章

概要図 2 のとおりとする。

- (ア) 本体の周囲には幅 30mm の反射テープ(銀色)が巻かれており、みおつくし標示「~~不~~」部分と、大阪市標示部分には反射テープが巻かれていないこと。

(3) みおつくし標示

みおつくし標示の寸法は、概要図 3 によるほか次のとおりとする。

- (ア) みおつくし標示「~~不~~」の印刷位置は本体前面の中央とすること。
- (イ) 加工法は PC 製にあっては UV 転写ステッカー（黒色）、FRP 製にあっては切り文字（黒色）貼り付けによるクリア塗装とし、容易に剥離しないものであること。

(4) 大阪市標示

文字の寸法、向き等は、概要図 3 のとおりとする。

- (ア) 本体の両側面に、黒色の文字により左から右へ横書きで「大阪市」と表示すること。

(イ)字体は、丸ゴシック体であること。

(ウ)加工法は PC 製にあっては UV 転写ステッカー（黒色）、FRP 製にあっては切り文字（黒色）貼り付けによるクリア塗装とし、容易に剥離しないものであること。

(5) 外周緩衝

(ア)本体の外周には、幅 25mm、厚さ 1.5mm 程度の黒色ゴムを使用した緩衝材を概要図 4 のとおり内側と外側に取り付けてあること。

(6) 着装体

帽体外に出ない構造とする。

(ア)ハンモック

ポリエチレン成形品であり、かぶり深さを調整できる機能を有していること。

(7) ヘッドバンド

(ア) ポリエチレン成形品であること。

(イ) サイズ調整ができる機構であること。

(ウ) 吸水性に優れた汗止めが施されていること。

(8) あごひも

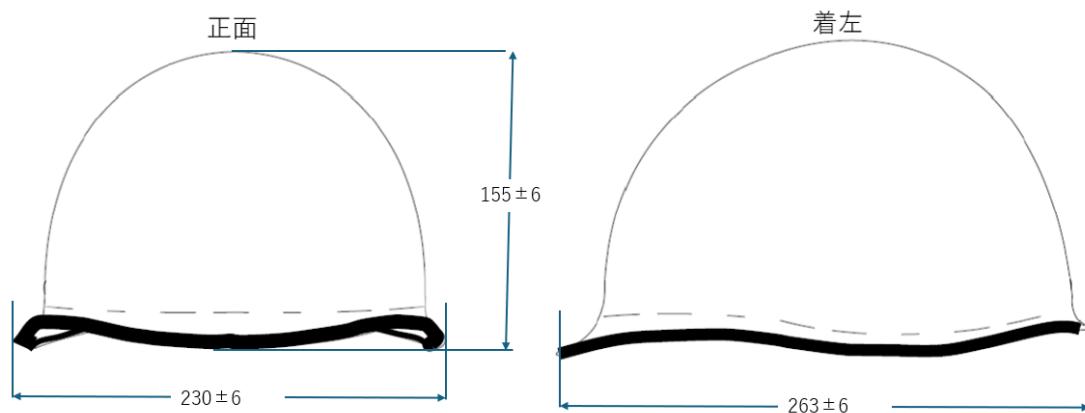
あごひも（黒色）は、ワンタッチ式又はリング式とし、サイズ調整が可能であること。

(9) 後部 D 環

帽体後部にはフック等に引っ掛けて保管できる D 環を搭載していること。

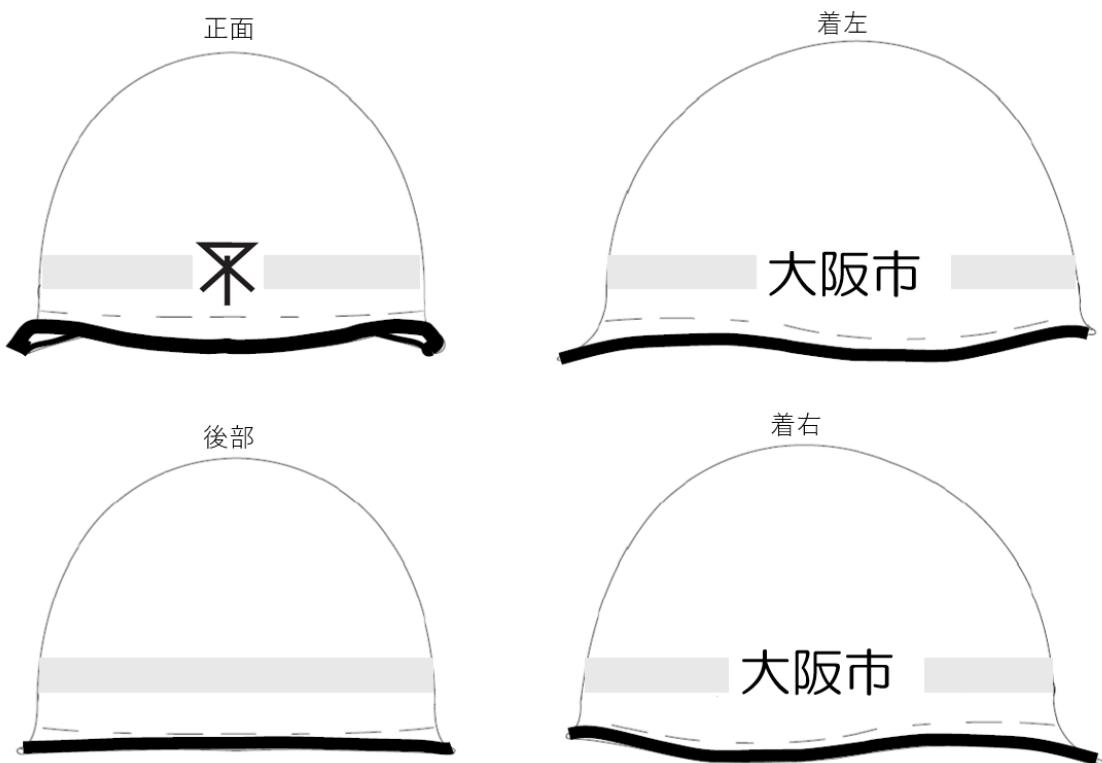
概要図 1

帽体サイズ (単位: mm)



但し、各部のサイズは多少の相違を認めるものとする。

概要図 2

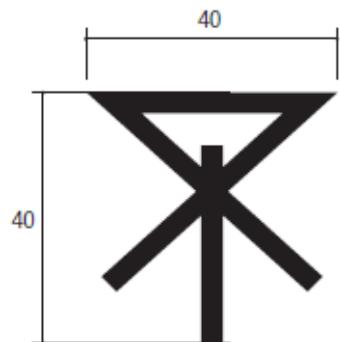


概要図 3

市章・標示の寸法及び向き

(単位:mm)

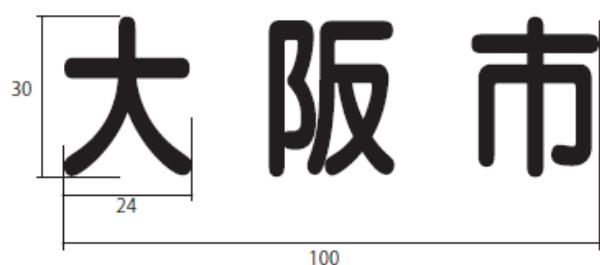
市章 みおつくし標示



帽体の左側 (丸ゴシック体)



帽体の右側 (丸ゴシック体)



暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の危機管理室危機管理課（連絡先：06-6208-7388）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること